

県南広域振興局長告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、更木島東部土地改良区（北上市）から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成18年4月4日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

理事

藤 巻 勝 八 北上市二子町築館37番地13